

東京都単独難病医療費助成の認定基準の見直しについて

1 これまでの経緯

平成27年1月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行により、国制度の対象疾病が110疾病に、同年7月には306疾病に拡大された。

東京都は、国の疾病拡大の動きに合わせ、東京都が単独で医療費助成を行っている対象疾病の整理を行ってきた。

この結果、従前対象だった23疾病のうち、15疾病が国制度に完全移行し、平成28年1月1日時点で、都単制度の対象疾病は8疾病となった。

【現行都単疾病】

| 都単疾病 | | | | | |
|------|-----------|--------------|---|----|-------------|
| ① | 77 | 悪性高血圧 | ⑤ | 88 | 特発性好酸球増多症候群 |
| ② | 80 | 骨髄線維症 | ⑥ | 91 | びまん性汎細気管支炎 |
| ③ | 83 | 母斑症（指定難病を除く） | ⑦ | 95 | 遺伝性QT延長症候群 |
| | 1 | ヒッペル・リンドー病 | | | |
| | 2 | マフチ症候群 | | | |
| | 3 | 皮膚神経黒色症 | | | |
| 4 | 基底細胞母斑症候群 | | | | |
| ④ | 866 | 肝内結石症 | ⑧ | 97 | 網膜脈絡膜萎縮症 |

2 都単独疾病の認定基準の見直し検討について

こうした動きの中、東京都特殊疾病対策協議会及び同協議会疾病部会において、都単疾病についても国制度と整合を図り、認定基準に「重症度分類等」を導入することも検討すべきとの意見をいただいている。

3 認定基準の見直し検討状況について

上記認定基準の見直しの検討に当たっては、東京都の難病専門研究事業により、該当疾病に関し専門的知見を有する医師に基準の分析を委託している。

【専門研究委託内容】

- ・ 都単の疾病ごとの認定基準における重症度分類等の導入の検討
- ・ 上記検討に当たっては、必要に応じて、国の研究班又は専門学会の意見を聴きながら実施する。

4 今後のスケジュール

- 平成28年度末までに見直し案を作成
- 見直し案を基に、平成29年度に東京都特殊疾病対策協議会及び同協議会疾病部会において検討